



人権デュー・ディリジェンス（HRDD）の義務付けを行う法律等
HRDD の実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

企業名：不二製油グループ本社株式会社

回答日：2023 年 11 月 7 日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問 1 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

HRDD 義務付けの法制化により、一定程度 HRDD が促進されると考えるものの、業界/業種別での具体的な DD 実践方法やノウハウ構築に関するガイドとセットで導入しないと、企業によっては形式的な実施に終わってしまう可能性があると考えます。

質問 2 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

法制化と同時に HRDD 実施の意義への理解や賛同が得られないと、公正な競争条件にはならないと考えます。

質問 3 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

整合性が高まると考えます。

質問 4 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律が等 HRDD の実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業に UNDPs を採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきと思いますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきと思いますか。

法制化は、中小企業が UNDPs を採用する動機の一助になると考えますが、企業規模によって義務レベルもしくは実施開始時期に差をつけた方がよいと考えます。

質問 5 貴社は、金融部門についても、HRDD の実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際には HRDD を行う対象として、投融資先を含めるべきと思いますか。

金融機関の HRDD 実施も持続可能なバリューチェーン構築の一助になると考えるものの、投融資先も含めた DD となると、大規模かつ様々な顧客を持つ金融機関が、すべての投融資先を対象に DD を実施するのは現実的でなく、その範囲や実施レベル、頻度については熟慮が必要と考えます。

質問 6 貴社において、HRDD の実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべき点（義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等）がありましたらご回答下さい。

特にございませぬ。

以上